

岩手県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター北上 訪問介護	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目2番40号	平成23年6月1日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター北上 通所介護	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目2番40号	平成23年6月1日

3 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社団医療法人新和会	宮古市山口五丁目3番20号	痴呆性老人グループホーム 柿の木ホーム	老人グループホーム 柿の木ホーム	宮古市山口五丁目3番30号	平成23年3月1日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター北上 居宅介護支援	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目2番40号	平成23年6月1日

5 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター北上 訪問介護	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目2番40号	平成23年6月1日

6 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		

名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター北上 通所介護	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目2番40号	平成23年6月1日